

平成30年10月1日

## 定住促進家賃減額制度（定住割）期間限定 キャンペーンの実施について

兵庫県住宅供給公社では、消費者の皆様により快適で安心な住宅の提供を目指し、「定住促進家賃減額制度」（定住割）を期間限定キャンペーンとして下記のとおり実施します。

### 記

#### 1. 対象物件（4住宅）

加古川城の宮（1）、播磨城の宮（2）（3）、姫路市川、ラポルテ芦屋

#### 2. 対象者

平成30年10月1日～平成31年3月31日までの住宅申込者で、かつ平成31年5月31日までに賃貸借契約を締結する方

#### 3. 減額内容及び注意事項

(1) 入居期間中、契約家賃から定額を減額します。（以下、契約家賃から減額する額を「定住割額」といいます。）ただし、入退去月における日割入居者負担額の計算においては、契約家賃から定住割額を減額した後の金額を基に算定します。

(2) 対象物件の各定住割額

対 象 物 件	定住割額
・ 姫路市川	5,000円
・ 加古川城の宮（1）、	10,000円
・ 播磨城の宮（2）（3）、ラポルテ芦屋	15,000円

(3) 将来、家賃を減額改定した場合、家賃減額前の定住割額から当該家賃改定による減額相当額を差し引いた金額を新たな定住割額とします。

(4) 家賃の減額改定によって定住割額が減少した後に、家賃を増額改定した場合であっても、定住割額は増額しません。（定住割額は減額のみで増額はありません。）

(5) 公社が実施する他の家賃減額制度と併せて減額を受けることはできません。（県外若年世帯及び三世代隣居・近居世帯に対する家賃減額制度及び今後創設される全ての家賃減額制度）

(6) 家賃減額は、承継者にも適用します。

(7) 家賃減額は、法人契約にも適用します。（まとめ貸しを除く）

(8) 家賃等の滞納があった場合、滞納月以降の減額は取り消しとなります。

以上